

公益財団法人みずほ教育福祉財団
第22回 「配食用小型電気自動車寄贈事業」
(令和6年度) 応募要領

主催：公益財団法人みずほ教育福祉財団

後援：社会福祉法人全国社会福祉協議会

一般社団法人全国食支援活動協力会

趣 旨

高齢化社会を迎え、地域の住民による主体的な福祉活動の重要性が、一段と高まっています。とりわけ、高齢者を対象とした配食サービスは、声掛けを通じた見守り活動を兼ねていることから、極めて意義深いものがあります。

みずほ教育福祉財団では、高齢者を対象とした福祉活動を支援するため、みずほフィナンシャルグループ役員からの募金を主な原資として、高齢者向けに配食サービスを行っている民間団体に対し、配食用小型電気自動車（愛称：みずほ号）の寄贈を行います。

応募内容

1. 寄贈内容

- ① 助成内容：配食用小型電気自動車 1 台
- ② 事業規模：13 台（13 団体）（予定）

2. 配食用小型電気自動車「みずほ号」について

トヨタ車体(株)製の車両（コムス B・COM デリバリー）をベースとした、一人乗り小型電気自動車（ミニカー）です。

家庭用コンセント（100V）からの充電専用のため、特別な設備は必要としません。

車両の仕様等は、別紙の通りです。車体には、「みずほ号」・「みずほ教育福祉財団寄贈」・「団体名」のロゴが入ります。

寄贈後の車体のロゴの変更には、当財団の許可を要するものとします。

3. 助成対象

以下の4つの条件を満たす団体。なお、反社会的勢力、および反社会的勢力に関係すると認められる団体からの申請は受け付けられません。

- ① 高齢者を主な対象とし、原則として、1年以上継続して、週1回以上、調理・家庭への配食・見守り活動を一貫して行っていること。
- ② 法人（非営利活動法人、社会福祉法人、出資持分のない医療法人、公益法人等）・任意団体を問わず、非営利の民間団体であること。ただし、実施している給配食サービスがすべて行政等からの受託である団体の場合は、当該部門の営業利益が黒字ではないこと。
- ③ 現在の活動を継続するにあたって、配食用の車両が不足しており、本寄贈によって運営の円滑化が見込まれること。
- ④ 本寄贈を過去6年以内（令和元年度以降）に受けていないこと。

4. 応募方法

- ① 所定の申請書に必要事項を記入の上、都道府県・指定都市または市区町村社会福祉協議会、あるいは全国食支援活動協力会のいずれかより**推薦**を受けて下さい。
市区町村社会福祉協議会が申請される場合は、都道府県社会福祉協議会より推薦を受けて下さい。
- ② 令和5年度の事業報告書・収支決算書（貸借対照表、活動計算書など）と令和6年度の事業計画書・収支予算書の添付が必要です。
複数の事業所を展開されている場合、収支決算書及び収支予算書は、団体全体と配食部門（独立部門となっていない場合は、配食事業を行っている事業所）のみで結構です。すべての事業所の個別内訳をお送りいただく必要はありません。
- ③ 当財団宛て、推薦団体経由または直接、申請書類一式を送付して下さい。
- ④ 応募要領・申請書は、当財団のホームページ（<http://www.mizuho-ewf.or.jp>）から、PDF形式でダウンロードできます。（令和6年3月掲載予定）
- ⑤ 選考のポイント
 - ・ 高齢者を主な対象とした配食活動を通じ、地域への貢献活動を行っていること
 - ・ 見守り活動等により、高齢者の地域社会での生活継続に貢献していること

5. 応募締切り

令和6年6月14日（金）（必着）

6. 助成決定通知

選考委員会（7月開催予定）にて助成先を決定し、7月末までに、各団体へ書面にて選考結果を通知します。

（※）提出いただいた書類は返却できません。また、選考内容に関するお問い合わせに応じることはできません。

7. 車両の贈呈

9月以降、各団体の活動拠点にて贈呈式を開催し、車両を贈呈する予定です。

8. 申請書送付・問い合わせ先

〒100-0005

東京都千代田区丸の内1-6-1 丸の内センタービルディング

公益財団法人みずほ教育福祉財団 福祉事業部

E-mail：fjp36105@nifty.com

（TEL：03-5288-5903、FAX：03-5288-3132）

お問い合わせはできるだけE-mailをご利用下さい。

以上

【個人情報の取扱いについて】

応募時に提出頂いた個人情報は、「公益財団法人みずほ教育福祉財団 個人情報保護に関するプライバシーポリシー」に則り、本応募の選考に関わる業務に限定して利用致します。

助成対象となった団体名、代表者氏名、所在地、助成内容、助成金額を当財団のウェブサイト上で公表させていただきます。

配食用小型電気自動車『みずほ号』概要

別紙

令和5年9月現在

<主要諸元>

項目	内容
車両メーカー	トヨタ車体株式会社
ベース車両	コムス/B・COMデリバリー(キャンバスドア付)
車両重量	約430kg
種別	第一種原動機付自転車(ミニカー)
全長	2,395mm
全幅	1,095mm
全高	1,495mm
燃料の種類	電気
最高速度	60km/h
1充電走行距離	市街地走行 50km程度(※) (※)冬場はバッテリーの活性が下がりますので、走行距離が短くなります。
道路交通法上の扱い	自動車の扱いになります。2段階右折やヘルメット着用の義務はありません。 原付バイク同様、駐車禁止罰則対象車になります。 1人乗りです。2人乗り行為は違反だけでなく危険を伴う為絶対に行わないで下さい。
運転に必要な免許	普通免許が必要です。
道路の何処を走れるか	車道(高速道路、自動車専用道路は除く)
車検は必要か	不要です。
車庫証明は必要か	不要です。
保険は	自賠責保険:約12,000円(4年)(寄贈時に当初4年分は付帯) 任意保険:通常の任意自動車保険となります。
税金は	軽自動車税における原付ミニカーの区分で、3,700円(年額)がかかります。
バッテリーについて	EV専用の密閉型バッテリーを装備。 動力用にはメインバッテリー(12V×6個)、補機バッテリー(12V×1個) 充電方法:家庭用のAC100Vを使用します。 標準充電時間:約6h程度(充電中に10A使用します。) 基本寿命:ご使用から3年前後で初期性能の70~80%まで蓄電能力が低下し、 通常、5年前後(初期性能の50%前後)が、交換のめどとなります。 (走行距離の他、温度環境、充電の仕方、放電の深さ、 充放電休止期間中の保管の仕方等で変わってきます。)
登坂能力	13度(普通の坂道なら問題なく走ります。但し坂道の走行時には速度が落ちます。)
電気料金	空から満充電までおおよそ156円(電気契約や充電状況により異なります。)

<使用上のご注意点>

- ・電気自動車の為、走行中は車両から音がでません。普通車と同様のクラクション機能は付いていますが、
通行人に対して、車の存在を喚起するために、自転車用のベル等を取り付けられる方もいます。
- ・エアコンは付いておりません。フロントガラスが曇る場合は雑巾等で拭いてください。
- ・スタッドレスタイヤ(自己負担)の装着は可能ですが、車幅が狭い為、積雪時、道路のわだちに合わない事があります。

<みずほ号の活用状況>

- ・お弁当の配達
- ・会報の配布
- ・配食利用者からの集金
- ・安否確認(一人暮らしの老人への挨拶訪問)
- ・食事材料の買出し 等

<みずほ号寄贈後の感想>

- ・「車両が小さいので、細い道でも運転が楽、効率よく走れる。」
- ・「駐車スペースをとらないので、配達の際に便利。」
- ・「走行中や発進、停車時の音が少なく、住宅地での利用に適している。」
- ・「みずほ号の寄贈により、公益性の高い団体であることを理解していただき、ご利用者からの信頼にもつながっている。」
- ・「寄贈された記事が、地元新聞に取り上げられたこともあり、配達途中でも、声をたくさん掛けられます。」
- ・「環境にやさしい電気自動車である事が団体のイメージアップになっている。」
- ・「目立つデザインなので街中でよく声を掛けられる。コミュニケーションが広がった。」
- ・「町内のお祭りで展示した。団体のステッカーが貼ってあるので活動の良いPRになる。」
- ・「宅配している家庭の近所からお弁当の注文や質問を受けることが多くなった。」等

みずほ号の寄贈実績
(2003年度～23年度)

寄贈先

都道府県	台数	都道府県	台数
北海道	4台	愛知県	7台
青森県	5台	三重県	4台
岩手県	3台	滋賀県	3台
宮城県	5台	京都府	5台
秋田県	2台	大阪府	16台
山形県	1台	兵庫県	9台
福島県	1台	奈良県	4台
茨城県	5台	島根県	1台
栃木県	3台	岡山県	4台
群馬県	3台	広島県	4台
埼玉県	6台	山口県	2台
千葉県	4台	徳島県	3台
東京都	41台	香川県	4台
神奈川県	13台	高知県	4台
新潟県	1台	福岡県	3台
富山県	1台	佐賀県	3台
石川県	3台	長崎県	7台
福井県	4台	熊本県	9台
山梨県	2台	大分県	6台
長野県	5台	宮崎県	3台
岐阜県	4台	鹿児島県	6台
静岡県	1台	沖縄県	6台
		合計	230台



斜字は、令和5年度に寄贈した都県

